

を募集し相当採用試験の後採用してあったのである。然るに新任運輸課長就任以来この制度は根定が破壊され採用試験が行われざるは勿論駄負の意志を以て問はず独断にて採用し甚だしきト至つては勤続三ヶ月にも満たざる信号人より採用してあるのである。

吾等は何故かこの不合理を敢てすうか治しど理解に若しむゆのである。直に之が公正なる制度を制定し乗務員登用の公平を期せられたし。

六. 出改札主任選定規定制定の件

近時會社は駄負より出改札主任を命じ当該駅の責任者として其の待遇等も他に比し相当考慮せらる所あるは吾等の迎ふべき制度ありと信ず。然しあが

其の過半数は在職年数より見ても平常勤務状態より見ても適任者と認むるに躊躇せらる所あるも、其の一部は入社後一年にも満たざる其の経験等も至らざる僅少なる者他は優劣をわしむるに難しき故に之を等しき待遇せられざる等の矛盾は吾等の欲する不可解とす如あり。故にこれが公平なる選定規定を設けられたし。

運輸課(信号人)

一. 公休日支給の件

信号人は精神的助肉的にかかり苛酷なる労働に従事してあるにも拘らず是れに一箇の公休すら亦きは其の業務遂行の万全を期するより見ても甚だ面白からずそれ此種産業者に従事する労働者は概ね支給されあるに徴しても明かありと信ず。故に當會社におかれども信号人に対し直に一月公休、二月を支給せられたし。

二. 月賞與支給額改正の件

信号人は其の給料概ね低額にして其の家計を支持するに難く困難を感じらるあり。尚長時間緊張張裡に従業を強ひらるるあるに其月賞與は従来金参円也は余りに低額に過らるものと信ず。是の如き諸種の事情を参酌し向後金二円也を増し金五円也を支給せられたし。

三. 年功加俸支給制度改正の件